文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1	補助	加金	の名	占称等	.						·					2	6年度調査
補	助	金	Ø	名	称		住み替え家賃助成										
根	根拠規定等				等	文京区高齢者等居住支援事業実施要綱											
創	Ī	設	4	年	月	平成	13	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕		13年	終了	予定年月		
直	近 σ.)見	直	し年	月	平成	24	年	4	月	経過年数		2年				
見	直	l	の	内	容	住み替えて、内容			の上限を指	文序	Eし、家賃助R	戊額	頁に2万円の_	上限を	設けた。移転	費用の助	成につい
~				I-I	目	款			項		目		大事業		中事	業	実施計画事業番号
ア	予 算		,	科		5 民生費	1	1 社会	福祉費	4 福	冨祉事業費	16	住み替え家賃	助成	1 住み替え家	賃助成	
補	助	金	の	種	別	□ 奨励	的補助	ı [施設運営	営有	輔助 ☑ 扶	助的	的補助 🗌	投資	的補助] 利子補	給
2																	
補) 助			的	高齢者世	・帯等の)居住;	を支援し、	ţ,-	ってその福祉	·の:	増進を図る。				
	助 目 的 高齢者世帯等の居住を支援し、もってその福祉の増進を図る。																
補	助事	業	等	の内	容	と又は住	区内に存する民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯等が取り壊し等による立ち退き要求を受けていること又は住環境の改善のため、区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、従前の家賃との差額等を 対成する。										
補	助対	象	経 費	遣の 内	容		用住				替え後の家賃 借契約時に		き額 た礼金、仲ク	介手数	(料及び運搬	等引越に	要した費用
						☑ 区民	; 🔲	地域》	活動団体		☐ NPO(特別	定非営利活動	协団体	:) 🗌 事業者		その他
補	助	事	業	者	等	〔特定の	目手方に	に補助	している場	景合	は具体的に	記え	ሊ]				
							. [+±1	助率			۱			補助	· 安石		<u> </u>
						定率	単価	_	助単価		J		単位	【相助	` _	担定なし	」 ☑ その他
1-4-	8 1	^	Ø	算				(的に記入	.)			<u> </u>		J 🗀 ·	死足なり	COIE
補	助	金			出	家賃の助成は、住み替え前後の家賃差額を2万円を限度として助成する。移転費用の助成は、礼金、仲介手数料及び引越費用の合計額を15万円を限度して助成する。											
「定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入」																	
公	募		か	状		ホームページ掲載及び区役所窓口におけるチラシ配布により公募している。											
	績 報 ُ		F 時 確 - i	におけ 認 方	tる 法	✓ 領収	書(写	し) [s	夕 契約書		□ 決算書		□ 成果物		その他(
						□ 区単	独		負担割	合	区 55%)	■ 45%	5 1	都	補助対象	2者
補	助•	単	独	の状	況	☑ 補助	(区上乗	使せ無	上乗せ					_			
						□ 補助	(区上乗	€世有	TO								

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	家賃助成に関しては、区民から頻繁に問い合わせ を受けており、ニーズは高い。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	高齢者、障害者及びひとり親家庭の支援は、基本 構想の中で、大きな柱として位置づけられている。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	В	必ずしも、区が補助すべき事業とは言えない。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	住宅確保要配慮者に対する直接的な給付事業が、 ほとんど無くなってしまう。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	А	ホームページやリーフレットなどで区民に周知しており、要件に該当する区民は、誰でも申請できる。
公十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	Α	補助要件に該当しているかどうか、契約書等必要な書類を提出させて、確認している。
	補助金の交付以外の代替策はないか	В	公営住宅の整備という代替策はあるが、より多くの 経費を要することになる。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	立ち退き要求による移転先の確保または住環境の 改善という効果は認められる。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	補助金額には、適正な上限額と補助期間が設けてあるため、金額に見合う効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	В	申請者のみに効果が帰属するため、広く区民に還元されているとは言えない。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか		
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績 (件、千円)

Ė	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)		
交付(見込み)件数		24	16	12	35		
決算(予算)額		5,338	3,336	2,633	12,842		
	国庫支出金	365	408	350	5,509		
	都支出金	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0		
	一般財源	4,973	2,928	2,283	7,333		
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等) (交付団体名、成果等) (文付団体名、成果等) (文付団体名、成果等) (文付団体名、成果等) (文付団体名、成果等) (本来続3件)計12件							

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。